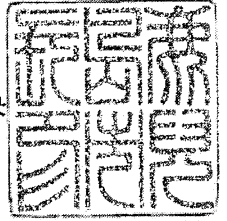


告示第1110号

令和7年9月5日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について（公告）

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

記

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域

- (1) 東佐多浦・西佐多浦北部
- (2) 西佐多町塩杣
- (3) 西佐多浦南部
- (4) 本城
- (5) 本名前
- (6) 本名後西部
- (7) 本名後南部
- (8) 本名後北部
- (9) 宮之浦
- (10) 桜島小池
- (11) 桜島赤生原
- (12) 桜島武
- (13) 喜入瀬々串
- (14) 喜入中名
- (15) 喜入
- (16) 喜入一倉
- (17) 喜入生見

- (18) 上谷口町谷頭原
- (19) 石谷・福山（畑）
- (20) 直木（畑）
- (21) 入佐（畑）
- (22) 春山町棧敷原
- (23) 四元（田）
- (24) 四元（畑）
- (25) 花尾 1

2 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 5 日（金）から同月 1 8 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。
）

(2) 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 縦覧場所

- (1) 東佐多浦・西佐多浦北部、西佐多町塩杣、西佐多浦南部、本城、本名前、本名後西部、
本名後南部、本名後北部及び宮之浦の計画

鹿児島市本城町 1 6 9 6 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所 2 階）

- (2) 桜島小池、桜島赤生原及び桜島武の計画

鹿児島市桜島藤野町 1 4 3 9 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課桜島農林事務所（桜島支所 1 階）

- (3) 喜入瀬々串、喜入中名、喜入、喜入一倉及び喜入生見の計画

鹿児島市喜入町 7 0 0 0 番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所 2 階）

- (4) 上谷口町谷頭原、石谷・福山（畑）、直木（畑）、入佐（畑）、春山町棧敷原、四元（
田）及び四元（畑）の計画

鹿児島市上谷口町 2 8 8 3 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課松元農林事務所（松元支所 2 階）

- (5) 花尾 1 の計画

鹿児島市郡山町 1 4 1 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課郡山農林事務所（郡山支所 1 階）

4 意見書の提出について

各計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出期限

令和7年9月18日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(4) 提出先

ア 東佐多浦・西佐多浦北部、西佐多町塩杣、西佐多浦南部、本城、本名前、本名後西部、
本名後南部、本名後北部及び宮之浦の計画

鹿児島市本城町1696番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所2階）

イ 桜島小池、桜島赤生原及び桜島武の計画

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課桜島農林事務所（桜島支所1階）

ウ 喜入瀬々串、喜入中名、喜入、喜入一倉及び喜入生見の計画

鹿児島市喜入町7000番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所2階）

エ 上谷口町谷頭原、石谷・福山（畑）、直木（畑）、入佐（畑）、春山町棧敷原、四元
（田）及び四元（畑）の計画

鹿児島市上谷口町2883番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課松元農林事務所（松元支所2階）

オ 花尾1の計画

鹿児島市郡山町141番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課郡山農林事務所（郡山支所1階）